

## 明日香村建設工事等暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村が発注する建設工事等に対する暴力団又は暴力団関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務その他建設工事に関連する調査業務等及び村が発注する物品の購入、製造の請負等をいう。

(2) 入札参加資格者

明日香村契約規則に規定する競争入札に参加するために必要な資格を有し、明日香村入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。

(3) 村発注建設工事等

明日香村（明日香村水道事業管理者を含む。）が発注する建設工事等（村が直接経費を負担する建設工事等を含む。）をいう。

(4) 役員等

法人の役員、支配人、支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者並びに個人の事業主及び支配人をいう。

(5) 暴力団

その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団関係者

集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者をいう。

(建設工事等の入札参加対象からの排除)

第3条 村長は、入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、別表に掲げる一に該当すると認められるときは、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱に定めるところにより、適切な措置をとるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第4条 村長は、村発注建設工事等の受注業者から暴力団又は暴力団関係者による工事妨害又は不当な要求を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該受注業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第5条 暴力団の排除に関する基本理念をはじめ、その具体的施策、事務手続き等については、「明日香村暴力団排除条例」および明日香村長と樞原警察署長との間で別途定める「明日香村が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 明日香村建設工事等暴力団排除措置要綱（平成15年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

- 1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると認められるとき。
- 2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- 3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。
- 6 入札参加資格者が、受注した村発注建設工事等の施工等に際し、暴力団又は暴力団関係者から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を村長に報告せず、又は警察に届けなかったとき。

戻る